

相続税

遺言

相続問題

無料相談会

税理士、弁護士がご相談をお受けします！

開催日時

10月17日(土)・18日(日)

開催時間 10:00～17:00

相談会以外の日程をご希望の方は、ご相談ください。

開催場所

イオンモール与野

(2階ABCマート前)

事前申込 0120-634-006 受付時間 平日 9:00～18:00

事前予約をお願いします

当日は時間の都合上、混雑が予想されますので、事前の予約をお勧めします。

専門家によるアドバイス

30分～40分程度のお時間で皆様のお悩みに對して、親身にアドバイスさせていただきます。

どんな相談でもお気軽に

既に問題に直面している方はもちろん、まだ問題になっていない心配事まで何でもご相談下さい。

当日のご相談受付も可能

当日に本チラシをお持ちいただいた方でも相談は可能ですが、お待ちいただく事もございます。

相続税・遺言や相続問題に関して、専門の税理士3人と弁護士による無料相談会を開催します。およそ30分～40分の時間でご相談者様のお悩みごとに対して、親身に問題解決の道筋をアドバイスさせていただきます。当日は時間の都合上、混雑が予想されますので事前の予約をお勧めします。当日、本チラシをお持ちいただいた方でも無料相談は可能ですが、お待ちいただく事もございます。

こんな困りごとありますか？ 相続税 遺言 財産管理

●相続税申告について



- ・相続税の改正でどう変わるの？
- ・相続税申告で準備しておくことは？
- ・相続税申告ってどうすればいいの？



経験豊富な税理士が、相続税申告の方法や相続税申告の準備のご提案をします。

●戸籍収集について



- ・どこまで戸籍を収集したらよいかわからない。
- ・役所が開いている時間に取りにいけない。
- ・遠くの役所から取り寄せなければいけない。
- ・集めた戸籍が足りないみたいだ…



相続が開始した場合に、必ず必要になるのが「戸籍」です。不足すると取り直しになります。

●相続前・生前対策について



- ・孫への教育資金贈与について相談したい。
- ・贈与はいつから始めればいいのか相談したい。
- ・贈与税と相続税はどっちがいいのか教えて欲しい。

贈与を効果的に活用して、相続財産をできるだけ多く残す方法を考えましょう！

●相続財産の名義変更について



- ・相続する財産の名義変更の仕方が分からず。
- ・どんな書類を集めればよいか分からない。
- ・相続する土地・建物を自分の名義にしたい。
- ・財産が土地しかなく、分けづらい為、トラブルになりそう！



財産の名義変更をしないで放置しておくと、後で様々なトラブルが起こります。

●相続問題について



- ・相続で親族ともめてしまった、どうすればいいの？
- ・相続人と連絡が取れない！どうすればいい？
- ・遺産分割協議の内容について相談したい。
- ・相続でもめてしまいそう…今から対策できることは？

相続で一度問題が起きてしまうと、なかなかご自身では解決できません。専門家への早めの相談をおすすめします。

●遺言について



- ・遺産が少しでも遺言を書いたほうがよいの？
- ・やっぱり公正証書遺言するべき？
- ・遺言を書くときの注意点を知りたい。
- ・相続税対策のために保険の話を聞きたい！



家族関係が複雑・不動産が多い場合は遺言を書くことで残された家族がもめなくてすみます。

2015年1月より相続税が改定されました。 相談会当日に相続税の専門家である税理士がお応えします！

ポイント
1

相続税の基礎控除が4割縮小！

今までなら相続税がかからなかった家庭でも税金が課せられるケースが増えます。ご自身の財産総額がいくらになるのか、早い時期から確認しておくことが大切です。

ポイント
2

相続税の税率が5%アップ！

遺産の総額が2億円超3億円以下の人と、6億円超の人は税率が現在よりも5%高くなります。納税資金対策はしっかり行いましょう。

ポイント
3

子や孫への贈与がしやすくなる！

父母や祖父母など直系尊属からの3,000万円以下の贈与は全体的に税率が低くなります。

ポイント
4

教育資金の一括贈与が可能に！

贈与を受ける側が30歳未満の子・孫・ひ孫の場合、教育資金としてならば最大1,500万円まで一括で贈与税がかかりません。

これまでにお手伝いをさせていただいたお客様から寄せられた感謝の声

母が亡くなり、葬儀の席で相続には手続きが必要であることを知りました。初めは自分でやろうと想い手続きを始めてみたのですが、まったく分からずに北村先生に相談させていただきました。母の財産がいくらぐらいあるのか分かっていたつもりでしたが、専門家に依頼すると思ったよりも多額の財産があることが分かり、相続税がかかってしまうことも分かりました。**相続専門の税理士**の先生にお願いすることができたので、特例を活用して収める税金を減らしていただくこともできました。最初から最後までお任せでしたが、安心してお任せできました。ありがとうございました。

さいたま市 W・A様（女性：55歳）

父の葬儀が終わって半年が経ち、ようやく落ち着いたと思っていた頃、いきなり身に覚えの無い借金の催促が私宛に届きました。初めは「どうせ詐欺だろう」と高をくくっていたのですが、よく調べてみると父の借金であることが判明しました。気づいた頃には既に相続放棄の期限を超えてしまっており、どうしていいか分からずに**弁護士の先生**に相談させていただきました。

そこで、3ヵ月後の相続放棄ができるというアドバイスをいただき、裁判所手続きも全てお願いさせていただきました。本当に不安に思っていましたのですが、救われると思いました。先生、本当にありがとうございました！

さいたま市 S・I様（男性：47歳）

相続無料相談会を担当する専門家（税理士・弁護士）のご紹介

きたむら ひでこ
税理士 北村 秀子



関東信越税理士会所属（登録番号 58996）

ヤマト税理士法人所属税理士5名のうち1名。

長野県長野市生まれ。

大学卒業後、教員免許取得後、1986年に税理士登録。

その後、ヤマト税理士法人の前身である北村秀子税理士事務所を開業。

現在に至るまで、行政書士、AFP、登録政治資監査人を取得している。

仲の良かったご家族が、相続による遺産争いで仲違いする事のないように、家族への想いやりのある遺言や相続の仕方をサポート致します。



たかの あきよし
弁護士 高野 哲好



埼玉県弁護士会所属（登録番号 48519）

たかの県庁前法律事務所

住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂3-7-6 武笠ビルⅠ 5階

TEL:048-826-7223

埼玉県川口市（旧鳩ヶ谷市）生まれ。

大学卒業後、日本経済新聞社に25年在席（記者職）、法科大学院を経て、法曹の世界へ。

事務所は浦和駅西口から徒歩8分、民事事件に力を入れている。

相続では今まで仲の良かった親族でも遺産をめぐって激しい対立をすることがあります。争いの予防から解決まで、相続問題でお悩みの方のお役に立てるよう最大限に尽力いたします。

当日の相談会にお越しいただけない方のために、このチラシをご覧頂いた方は、ヤマト税理士法人にて相談をお受けいたします！

明るく、はきはきとして、人間味もあり、わかりやすい電話対応を心掛けております。



ご相談の際は、ゆっくりと時間をかけてお話を伺い、具体的なアドバイスをするよう心掛けております。



提携専門家の協力のもと、相続税以外のご相談にも対応しております。お気軽にご相談ください。
※詳しくは、「浦和相続」で検索いただき、ホームページをご覧ください。

ご予約はこちら ☎ 0120-634-006
主催：ヤマト税理士法人

住所：埼玉県さいたま市南区
白幡4-1-19 TSKビル5F
TEL:048-866-9734

受付時間：9:00～18:00（平日）
※予約受付時間以外でも事前にご連絡いただければ、対応させていただきます。

浦和 相続

検索

<http://www.kitamurafp.co.jp/>